

(別添1)

## 事業評価の結果（共通評価項目）

福祉サービス種別 保育所  
事業所名（施設名） 須坂市立井上保育園

### 第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。  
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態  
 「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態  
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1 理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（保育所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。</li> <li>■ 2 理念は、法人（保育所）が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人（保育所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</li> <li>■ 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。</li> <li>■ 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。</li> <li>□ 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。</li> <li>■ 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。</li> <li>■ 7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。</li> </ul>	<p>・2019年度末までの5ヶ年計画「須坂市こども・子育て支援事業計画」を基にした市公立保育園としての「2019年度グランドデザイン」があり、公立10保育園共通の保育理念として保育園の目的、地域における存在意義、使命や役割等を明確にしている。市の保育園としての方針がその「2019年度グランドデザイン」の理念に基づき定められており保育園の子どもと保護者に対する姿勢や地域との関わり方、職員の姿勢などを示している。また、「2019年度井上保育園グランドデザイン」として当保育園の保育理念や子どもの発達過程に応じた独自の「養護」・「教育」それぞれの面からの分かりやすい保育目標を立て市の理念や方針に連鎖している。当保育園のグランドデザインは年度末の定例の職員会議で検討を加え作成されており、研修会や勉強会でも理念や方針について読み合わせ、理解を深めている。保護者に向けて保護者総会で年度の「保育園デザイン」を示し理念や基本方針について説明を行っているが、今後、より分かりやすい説明を工夫し、更に周知されることを期待したい。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
I	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 8 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。</li> <li>■ 9 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。</li> <li>■ 10 子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。</li> <li>■ 11 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。</li> </ul>	<p>・「須坂市子ども・子育て支援事業計画（2015年度～2019年度）」で公立保育園としての方向性が決められている。当保育園の利用者の推移予測や利用率の分析については市教育委員会の担当部署と連携して行われており、長野市への通勤のための交通アクセスの良さや園周辺に工場等が多いことから地元だけでなく市内他地域から通う子どももいる。小学校校長・保育園長・幼稚園長合同連携会議、教師・保育士・幼稚園教授などとの交流で子どもや保育のニーズ等も把握している。また、当保育園としても未就園児交流や園開放、育児相談などを通じて地域のニーズを把握している。</p>
			② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。		a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 12 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。</li> <li>■ 13 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。</li> <li>■ 14 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。</li> <li>■ 15 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。</li> </ul>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント				
I	3 事業計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	■ 16 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	・「須坂市子ども・子育て支援事業計画（2015年度～2019年度）」でビジョンを明確にしている。保育園（認定こども園を含む）として「保育料の軽減」や「1, 3, 4歳児への保育士加配」、「公私立全園での0歳児保育の実施」などの具体的な目標が掲げられている。当保育園としての今年度の保育理念の中にも一人ひとりの子どもを大切にし発達の保障をしますと掲げ、また、「健康なこども」「思いやりのある子ども」「意欲的に取り組む子ども」「言葉を豊かに使う子ども」「創造力のある子ども」の五つを教育面の保育目標として取り上げ、保護者や地域の方に親しまれ信頼される保育園づくりに向けて保護者と職員との連携に積極的に取り組んでいる。				
			② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。		b		■ 20 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	・「須坂市子ども・子育て支援事業計画」や「2019年度須坂市立保育園ランドデザイン」を基にした「2019年度井上保育園ランドデザイン」があり、「保育理念」や「保育目標」の「教育・養護」などの具体的な取り組みを掲げ実行可能な内容となっている。当保育園のランドデザインの保育目標の教育面には「健康なこども」「思いやりのある子ども」「意欲的に取り組む子ども」「言葉を豊かに使う子ども」「創造力のある子ども」等、子どもの発達段階に合わせた子どもの姿として具体的な内容が盛り込まれている。市公立保育園全体を統轄し運営されているので個々の園では難しいと思われるが、今後、園のランドデザインについても可能な限り数値化し、期末に定量的な分析を行うことで課題解決に役立てられることを期待したい。		
			① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。				a		■ 21 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	・当保育園としての今年度のランドデザインがあり職員会の中でも意見が集約され、それらが反映された事業計画となっている。また、市全体の園長会、園長補佐会、年齢別保育士研究会、給食献立会議等でも意見の集約・反映がされており、2019年度の市としての新しいランドデザインについても各園で具体的に実行されている。職員会や園内研修などでも事業計画としてのランドデザインの読み合わせが行われ周知されている。
									■ 22 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
		□ 23 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。								
		■ 24 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。								
		■ 25 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。								
		■ 26 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。								
■ 27 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。										
■ 28 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。										

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	3	(2)	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a	<p>■ 29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。</p> <p>■ 30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。</p> <p>■ 31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成する方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。</p> <p>■ 32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。</p>	<p>・各保育室には今年度の市全体のグランドデザインと当保育園のグランドデザインが掲示されわかり易くなっている。また、市教育委員会の担当部署からの通知等でもグランドデザインとして知らせている。グランドデザインに基づく行事計画等についても各月の園だより、クラスだより、行事ごとのたより等で説明している。更に、市全体や当保育園のグランドデザインについても保護者会や保育参観等、保護者が集まる機会にグランドデザインに沿った保育、施設・設備を含む環境の整備等、子どもと保護者の生活に密接にかかわることを説明し、理解を促している。</p>
4	福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	<p>■ 33 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。</p> <p>■ 34 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。</p> <p>□ 35 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的を受審している。</p> <p>■ 36 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。</p>	<p>・第三者評価の受審は今回が初めてである。職員は毎年業績評価を行い、自己評価も年1回行っている。保育の質の向上については年齢別、クラス別の指導計画に基づき「月案→実行→月末評価→次月案策定」の流れができており、市立保育園のグランドデザインの結びの「評価の推進」に関連づけLPDCAサイクル(子どもの姿から学ぶ(L))ことが重要で、そこから初めて、保育の計画(P)→保育の実践(D)→保育の振り返り・考察(C)→次の保育(A)があること)として示している。今後は当保育園全体としての自己評価や第三者評価の受審などを定例化することで更なる高みを目指し保育の質の向上に取り組まれることを期待したい。</p>
			② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	<p>■ 37 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。</p> <p>■ 38 職員間で課題の共有化が図られている。</p> <p>■ 39 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。</p> <p>■ 40 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。</p> <p>□ 41 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。</p>	<p>・職員は、市職員として毎年度、能力評価シートと目標管理シートを作成し、業績評価及び自己評価(年1回)を行っており、期末に年度の事業計画であるグランドデザインについての振り返りも行い、その結果を踏まえて課題を職員会で検討し改善点を掲げ次年度の計画に反映している。前項目に関連し、今後は保育園全体として、今回の初めての第三者評価の受審結果や自己評価を分析し課題を明確にし、改善策や改善実施計画を検討し定め、実行に結びつけられていくことを期待したい。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント			
II 組織の 運営管理	1 管理者の 責任とリ ーダーシ ップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	■ 42	施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	・園長は園だよりや保育参観、保護者会などの折に、園としての保育目標を保護者等に伝え自らの役割と責任について明確にしている。また、職員会や園内研修等でも自らの役割と責任を職員に周知している。園として職員職務分担表等が文書化されており、園長自らの立場を自覚し、職員の理解と協力を得ながら課題解決に向けて取り組んでいる。園の非常災害時の対策等に基づき有事の際にも自衛消防隊長として指揮監督し、園長不在時は園長補佐が副隊長として代行するようになっている。今般の台風19号の際にも当保育園は地域の準避難所として機能し、その際、園長は他の公立保育園園長とともに、小さな子どもを抱えた母親なども含めた避難住民のサポートを行った。		
			② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。		■ 46	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。		・園長は市の組織としての研修で地方公務員法等を学び、また、福祉施設管理者研修を受講し、それらの中で労務管理等についても学び、保育の手引きなどで職員に法令遵守について周知し、日頃の保育場面に応じて指導・助言もしている。	
		(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	a		■ 47	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。			・園長は各クラスの年間指導計画、月案、週案、個人経過記録等に目を通しコメントすることで、保育の質の現状について毎月、評価・分析を行っており、課題を把握し、改善に向けて指導・助言をしている。また、保育室に入室し保育補助をしたり、子どもと共に昼食をするなど、実際の保育と照らし合わせ現状を把握し、良い点、改善点等を職員に具体的にアドバイスしている。更に、年齢別クラス会議や職員の園内研修等にも参画し、職員の外部研修についても計画的に取り組み参加を促し、保育の質の向上を図っている。
					■ 48	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。			
				■ 49	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。				
				■ 50	施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。				
■ 51	施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。								
■ 52	施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。								
■ 53	施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。								
■ 54	施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。								

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント		
II	1	(2)	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	■ 55	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	・園長は人事、労務、財務等の視点から検証を行い、業務の効率を高めるための改善に取り組んでいる。クラス担任のほか、加配保育士、パート保育士などを効果的に配置し、子どもの発達に配慮しつつリスク回避のための対策も行っている。特にパート保育士については延長保育や休憩代替として確保することで保育士の休憩時間の取得や残業時間の削減等にも配慮し、働きやすい環境づくりに取り組んでいる。更に、園として可能な経費等の削減についても全職員に促し、効率的な園の運営に努めている。	
					■ 56	施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。		
					■ 57	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。		
					■ 58	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。		
	2 福祉人材の確保・育成	(1)	福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	■ 59	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	・市としての保育士、調理師等の配置基準があり、市公立保育園全体で正規職員、嘱託職員の確保が計画的に行われ、市教育委員会の担当部署が統括している。保育士不足の中、より多くの人材確保のために取り組んでおり、新規採用や社会人枠採用等を行っている。当保育園でも正規職員、嘱託職員に加え、朝夕延長のパート保育士、休憩代替パート保育士などで人員を確保している。人材育成という面では園としての「2019年度職員研修計画」があり、それに基づき外部及び園内研修や担当する子どもに合わせた障がい児担当職員研修・年齢別職員研修等があり職員の保育の質の向上に努めている。保育士を目指す学生の実習の受け入れや福祉の職場説明会で市の保育士が代表して市としてのプレゼンテーションを行うなど市全体として人材確保に取り組んでいる。
						■ 60	保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	
		② 総合的な人事管理が行われている。	a	■ 61	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	・年度初めに「全国保育士会倫理綱領」などを読み合わせ公立保育園の保育士としてどうあるべきか、期待する職員像を明確にしている。人事基準については年度当初に一人ひとりの職員に渡されている。市として保育士の社会人枠採用の職員には前職場の経験年数も加味されるようになってきている。職務に関する成果や貢献度等については目標管理シートや能力評価シートが用いられ、自ら立てた目標に対する自己評価を行い園長補佐や園長と面談し振り返りを行っている。市の職員という立場から経験や習熟度に合わせ市の「自分成長基本方針ワークショップ」に参加したり、キャリアアップ研修などにも参加しレベルアップを図っている。		
				■ 62	法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。			
				■ 63	法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。			
				■ 64	人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。			
■ 65	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。							
■ 66	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。							
■ 67	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。							
■ 68	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。							

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	2	(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。</li> <li>■ 70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。</li> <li>■ 71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。</li> <li>■ 72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</li> <li>■ 73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。</li> <li>■ 74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。</li> <li>■ 75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。</li> <li>■ 76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。</li> </ul>	<p>・園長が労務管理の責任者で、出勤簿、休暇、欠勤簿などで就業状況を把握し、職員の健康と安全の確保については市総務課で担当している「ホッとする相談室」に相談をすることができる。市職員の保健師が各保育園を定期的に巡回しストレスチェックや健康診断、労働安全等について職員を指導している。休暇の取得についても職員の希望を聞き入れ職員間で調整しており、また、園長との面談を年2回行い、随時の相談も行うことができる。福利厚生については市の福利厚生に順じており、保育士の休憩室があり、市職員の共済会の慶弔見舞等も実施されている。本人の希望により、介護や育児などの状況に合わせて休暇が取得でき、ワーク・ライフ・バランスという面でも配慮がされている。福祉人材の確保、定着の観点から、朝夕延長代替保育士や休憩時代替保育士の確保、育児取得時の代替保育士の配置、超過勤務時間の削減等も実施されている。</p>
		(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。</li> <li>■ 78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。</li> <li>■ 79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期間が明確にされた適切なものとなっている。</li> <li>■ 80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。</li> <li>■ 81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。</li> </ul>	<p>・「自分成長基本方針ワークショップ」が市として開催されており、経験や習熟度に合わせた職員像について段階的に学習している。また、年度初めに「全国保育士会倫理綱領」などを読み合わせ期待する保育士としての職員像を明確にしており、同じく年度当初に自らの職務内容を明らかにした目標管理シートを作成している。自ら立てた目標に対しての自己評価を期末に行い、園長補佐や園長と面談し振り返り、職員一人ひとりが目標達成に向けての状況確認を行い、組織全体として成果を出せるようにしている。更に、設定した目標についての進捗状況の確認を行う中間面接も園長補佐と行われている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	2	(3)	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 82 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。</li> <li>■ 83 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。</li> <li>■ 84 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。</li> <li>■ 85 定期的に計画の評価と見直しを行っている。</li> <li>■ 86 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。</li> </ul>	<p>・市立保育園のグランドデザインには保育士としての姿勢を示す「子どもの育ちと私たちのかかわり 笑顔・温かさ・信頼・チームワークを大切にします」という囲みがあり、子どもや保護者から見た保育士の姿について明記している。当保育園でも年度当初から職員の希望を取りテーマ別にグループを作り、計画的にディスカッションする学習の場を設けている。また、市全体として園児の各年齢に合わせた年齢別研究会、特別支援研究会、公開保育などが組まれている。更に、園長会、園長補佐会、給食部会等もあり、週1回行われる職員会でそれぞれ学んだ内容を共有している。年度末には研修会のアンケートや報告書を基に評価・見直しを掛け、次年度へと繋げている。</p>
			③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 87 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。</li> <li>■ 88 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。</li> <li>■ 89 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。</li> <li>■ 90 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。</li> <li>■ 91 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。</li> </ul>	<p>・職員の資格取得状況については園長が把握している。長野県社会福祉協議会の実施する福祉職員生涯研修の新任職員課程や中堅職員課程、主任保育士課程、管理者課程等、それぞれに合わせた研修が公立保育園全体で実施され、対象の職員が参加している。市の職員という立場としての研修については経験や習熟度に合わせた市の「自分成長基本方針ワークショップ」に参加したり、市担当部署より各種研修案内が来るため交代で参加している。外部研修に関しては市担当部署からの情報提供に加え各自情報を収集し、市保育連盟主催の研修に参加したり、体育指導や食育指導等の研修にも自発的に参加している。また、園内研修もテーマを絞り毎週行われる職員会議で実施されており、外部研修参加者の報告なども職員会で行われている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	2	(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	<p>■ 92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>■ 93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。</p> <p>■ 94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。</p> <p>■ 95 指導者に対する研修を実施している。</p> <p>■ 96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。</p>	・「保育実習及び交流学习に参加の皆様へ」という文書があり、保育士や看護師などの資格取得を目指す実習生を受け入れている。次代を担う保育士等の育成に積極的に取り組んでおり、実習生への対応については園長が担当している。基本的に学校の先生が園を訪問し、プログラムについての打ち合わせを行い、実習生への事前オリエンテーションも実施し、実習のねらいや希望等を聞く機会も設けている。また、中間で実習生と学校の先生が面談をしたり実習生の疑問点等が解決できるように実習ノートなどを基に振り返りも行っている。
	3 運営の 透明性の 確保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	<p>■ 97 ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。</p> <p>■ 98 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。</p> <p>■ 99 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。</p> <p>■ 100 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。</p> <p>■ 101 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。</p>	・公立保育園全体としての予算や決算等の概要が市の広報紙等に掲載している。「須坂市子ども・子育て支援事業計画(2015年度～2019年度)」には「子どもは`宝`プロジェクト」として基本目標、事業計画などが掲載されている。また、市のホームページや「信州やまほいくの郷(信州型自然保育)」ポータルサイト等にも当保育園の情報を公開している。第三者評価についても今年度受審し、県のホームページ等を通じて公表される予定になっている。当保育園の行事の際には区長や民生委員、公民館長等をお招きしており、その際に当保育園としてのグランドデザインなどを用いて保育理念や保育目標の説明を行い周知を図っている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	3	(1)	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	<p>■ 102 保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>■ 103 保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>■ 104 保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。</p> <p>■ 105 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。</p> <p>□ 106 外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。</p> <p>□ 107 外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。</p>	・職務分掌や事務の手引きにより、園長が自らの役割を担っており、職員にも周知されている。また、公立保育園として市の内部監査を定期的に受けており、毎年県に行政事務調査票を提出し、県の監査も定期的に受けている。
	4 地域との交流、地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	<p>■ 108 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。</p> <p>■ 109 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。</p> <p>■ 110 子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。</p> <p>■ 111 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。</p> <p>■ 112 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。</p>	・2015年度から2019年度までの「須坂市子ども・子育て支援事業計画」の中で「子どもは“宝”プロジェクト」として文書化し、「地域の子どもは、地域で育てる」、「子どもを産み、育てやすいまち」を目指し、家庭、地域、団体、企業、行政が連携しそれぞれできることを行っていく必要があることを謳っている。それに沿い当保育園でも地域の保育に関する子育てセミナーやイベントのチラシなどを掲示したり、育児相談、ファミリーサポートなどについてもポスターを張り出している。世代間交流として地域の老人会とのいきいき交流で高齢者の方と歌、肩たたき、手遊びなどでふれあい、また、祖父母参観等での交流なども定期的に行われている。また、地域の農家で構成する「サンサンサークル」の人々の協力を得て、園庭の一角や園の北側の畑で野菜作りの指導を受け、焼き芋大会などで共に収穫を祝っている。散歩コースは年齢に応じていくつかのコースがありその途中で地域の人々と挨拶を交わしたり、畑で働く地域の人々と自然にふれあい、作業の内容について説明を受けたりしている。更に、地域の役員などを運動会やクリスマス会などに招待したり、園開放、年長クラスのこどもの小学生との交流、中学生の職場体験やボランティア活動の受け入れなども行っている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	4	(1)	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 113 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。</li> <li>■ 114 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。</li> <li>□ 115 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。</li> <li>■ 116 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。</li> <li>■ 117 学校教育への協力を行っている。</li> </ul>	<p>・「須坂市子ども・子育て支援事業計画」には「子育て支援グループ、地域ボランティアとの協働推進」が上げられている。また、地域の学校教育等への協力についての姿勢も「幼・保・小、須坂支援学校の連携」として明記されている。中学生の職業体験の受け入れや地区内の小学校の児童などとの交流も実施されている。「小中学生ボランティアの皆様へ」や「保育体験活動に参加される皆様へ」という文書がボランティア初日に手渡され説明もされている。また、「須坂市水辺の会」が管理しているビオガーデン(ビオトープ)が散歩コースに組み込まれており、子ども達は、様々な淡水魚、水性昆虫、水性植物などを観察し、特にアメリカザリガニについては捕獲し、園で大量に飼育している。今後、ボランティア対応マニュアルなどの作成を行い、更に理解を得られるように取り組まれることを期待したい。</p>
		(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 118 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。</li> <li>■ 119 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。</li> <li>■ 120 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。</li> <li>■ 121 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。</li> <li>■ 122 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。</li> <li>■ 123 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。</li> </ul>	<p>・「須坂市子ども・子育て支援事業計画」や市公立保育園としての「2019年度グランドデザイン」で関係する機関を一覧することができ、子育て支援センター、児童センター、児童クラブ、保健センター、就学前児童療育施設などと連携したり、幼・保・小連絡会議、保育士による小学1年生事業参観などに職員が出席し、その職員から内容を聞き園内での共有化を図り問題解決に向けて協働している。また、子どもたちの就学する小学校の教師も園を訪れ子どもたちの様子を観察している。更に、虐待が疑われる子どもへの対応についても支援会議や関係者会議に出席し、市教育委員会子ども課や学校、児童相談所等とも連絡を取り、必要な児童についての課題解決に向けて連携している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	4	(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a	<p>■ 124 保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。</p> <p>■ 125 保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。</p> <p>■ 126 保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。</p> <p>■ 127 災害時の地域における役割等について確認がなされている。</p> <p>■ 128 多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。</p>	<p>・当保育園でも毎日、開園時間中は園庭やホール、園舎の中を開放している。また、年度初めや年度末を除きほぼ毎月、「集まりの日(未就園児交流の場)」を設けており、未就園児と保護者が園内で遊んだり、母親同士が交流し、園の行事などで園児と交流している。更に、保護者会主催の「子育てセミナー」なども行っている。保育園として万が一の場合は地域の人々の準避難所としての機能も果たせるようになってきている。市としての「次世代育成支援対策事業」の一環として当保育園でも「地域活動事業実施報告書」を作成し市へ提出しており、地域の老人会の人々や祖父母との交流、未就園児交流等も行っている。</p>
			② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。		a	<p>■ 129 保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>■ 130 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>■ 131 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</p> <p>■ 132 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>■ 133 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。</p> <p>■ 134 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ適切な福祉サービスの実施	1利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 135 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</li> <li>■ 136 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</li> <li>■ 137 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。</li> <li>■ 138 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。</li> <li>■ 139 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。</li> <li>■ 140 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。</li> <li>■ 141 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。</li> <li>■ 142 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。</li> </ul>	<p>・市立保育園全体のグランドデザインに「一人ひとりの人権や主体性を尊重しながら子どもの育ちや保護者の子育てを支援します」と掲げ、園でも方向性を一つにし、子どもを尊重した保育が行われている。また、「重要事項説明書」「須崎市立保育グランドデザイン」「井上保育園グランドデザイン」等には理念や基本方針の他、子どもを尊重した保育や養護にあたる基本姿勢が明示され、標準的な保育が実施されている。市として「子どもは宝プロジェクト」を掲げ、子どもを尊重した保育や基本的人権について研修会や勉強会を組織的に実施しており、外部研修では人権同和研修、CAP研修に参加している。CAPプログラム（人権教育プログラム）では、職員や保護者も研修を受講でき、子どもは5歳児を対象に「人権感覚や自分の身を守る方法、自己肯定感等」を学べる機会を設けている。また、子どもが互いを尊重する心を育てるために、ペアトレ（ペアレントトレーニング）の手法も学び実践している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(1)	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b	■ 143 子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	・市では子どものプライバシー保護に配慮した保育を行うために、職員の研修参加を位置づけている。外部研修を受講したり、共通マニュアル（プライバシー保護・虐待に関するマニュアル等）を使った内部研修を実施し、正しい知識と共通認識を持つための取り組みを行っている。園舎にあるトイレは子どもの年齢に応じて扉の高さが調整され安全面に配慮した設えで、また、子どものプライバシーに配慮された空間となっている。更衣を伴う泥んこ遊びや水遊びでは各クラスで更衣しているが、園には外部からの来園者も多くあり、子どものプライバシー保護に向けて取り組みを始めている。
		■ 144 子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。				
■ 145 子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。						
□ 146 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。						
■ 147 子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。						
■ 148 規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。						
		(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	■ 150 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	・須坂市のホームページには各保育園の紹介があり、何時でも自由に閲覧することができる。市の幼稚園、保育園、認定子ども園が掲載されている冊子や当保育園のパンフレットもあり、何れも写真や絵図を用いて分かりやすい内容となっている。多くの方が入手できるように市の子ども課や支援センター、各保育園等に常時置かれている。見学希望があれば随時対応している。
			■ 151 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。			
			■ 152 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。			
			■ 153 見学等の希望に対応している。			
			■ 154 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。			

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
Ⅲ	1	(2)	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	■ 155	保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。	・保育の開始前には「重要事項説明書」や「保育園のしおり」、「園独自のパンフレット」と市より発行される「支給認定決定書」等を基に、一人ひとりの保護者に同じ内容を説明している。配慮の必要な保護者に合わせた対応も行っている。
			■ 156		保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。		
		■ 157	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。				
■ 158	保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。						
■ 159	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。						
		(3)	③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a	■ 160	保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	・保育所の変更については「公立保育園確認事項」により細かく定められ、保育が継続的に行われるように手順が定められている。保護者の承諾を得て、必要事項を統一様式に記入し、関係者に情報提供を行っている。重要事項説明書には利用終了時の窓口を明記し、口頭でも声をかけている。
		■ 161	保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。				
		■ 162	保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。				
		(3) 利用者満足の向上に努めている。	① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	■ 163	日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。	・家庭訪問や懇談会（市の子ども課と保護者の懇談会、年1回）、保護者会主体の保護者会アンケート（年2回）を実施し、市教育委員会子ども課長、教育課長等の関係者と共に保護者の意見を分析把握している。表出された意見・要望は分析し、保育の質の向上や運営に活かされるように検討結果に基づいて具体的な改善を行っている。園でも抽出された課題を検討し、改善策等を保護者会や懇談会等で園長から説明している。保育の現場では子どもの言葉や表情、行動から「楽しかった」等の言葉を聴いて満足度を把握している。
		■ 164	保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。				
		■ 165	保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。				
		■ 166	職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。				
		■ 167	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。				
		■ 168	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。				

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 169 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。</li> <li>■ 170 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。</li> <li>■ 171 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。</li> <li>■ 172 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。</li> <li>■ 173 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。</li> <li>■ 174 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。</li> <li>■ 175 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</li> </ul>	<p>・苦情解決の体制が整備されており、玄関には苦情解決の体制や仕組みが分かるポスターが掲示されている。保育の提供開始前には重要事項説明書に明記された苦情解決の体制を保護者に説明し、エンゼルボックス（苦情箱）も設置されている。申し出された苦情は市の子ども課と連携し、園では職員会議で話し合い、内容によっては書面で保護者に報告し、園だより等にも匿名で掲載し公表している。</p>
			② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 176 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。</li> <li>■ 177 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。</li> <li>■ 178 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。</li> </ul>	<p>・園の相談窓口や市の子ども課が相談や意見を受け付ける部署となっており、重要事項説明書や園内の掲示などで明確にしている。保護者会主体のアンケートの実施や苦情箱の設置等、方法や相手も選択できるように環境を整えている。保護者とは日頃からコミュニケーションをとり信頼関係の構築に努めている。相談は空き教室や事務室を使い環境面でも配慮している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(4)	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 179 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。</li> <li>■ 180 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。</li> <li>■ 181 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。</li> <li>■ 182 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。</li> <li>■ 183 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。</li> <li>■ 184 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</li> </ul>	<p>・市で統一されたマニュアルがあり定期的な見直しを行いながら整備している。日々の会話や連絡帳のやり取り等で表出される意見・要望はしっかりと受け止め、職員会議で共有し、園だより等でお知らせしながら迅速に対応している。研修では「組織的な相談対応」を学び、保護者の意見等の傾聴に努め、適切に対応しながら保育の質の向上に役立っている。</p>
		(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 185 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。</li> <li>■ 186 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。</li> <li>■ 187 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。</li> <li>■ 188 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。</li> <li>■ 189 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。</li> <li>■ 190 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。</li> </ul>	<p>・「教育、保育施設における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」があり、事項防止、再発防止のための取り組みを明確にして全職員に周知している。園長補佐会に危機管理グループが設置されており、公立保育園で起きた事故、ヒヤリハットをまとめて全園で共有し要因分析も行っている。また、再発防止に向けての対応方法や改善策についても話し合い各園で共有している。職員は研修を通じて「危険への気づき」を高め、保育実践に活かし安全な保育を行っている。遊具点検、室内環境点検は定期的に行っている。外部からの不審者対策として門の施錠をしたり延長保育では異年齢の集団保育を行ったりして目の行き届く環境で保育を行っている。不審者侵入を想定した訓練も行い、事務所や園内に刺股や笛等を準備している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	1	(5)	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 191 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。</li> <li>■ 192 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。</li> <li>■ 193 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。</li> <li>■ 194 感染症の予防策が適切に講じられている。</li> <li>■ 195 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。</li> <li>■ 196 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。</li> <li>■ 197 保護者への情報提供が適切になされている。</li> </ul>	<p>・厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」を参照したり、市子ども課より配布される「インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症の対応と蔓延防止の為の対応方法」を全職員が共有し、統一した対応ができるように取り組んでいる。各クラスには対応手順が示されたポスターが掲示され職員は常に意識している。ノロウイルス対策として栄養士の定期巡回や職員の勉強会で理解を深め、日頃から感染予防に取り組んでいる。日常的に遊びや外出後には手洗いうがい、食事前、トイレの後も必ずハンドソープを使って手洗いをするように習慣づけている。保護者への情報提供については保健だより、ホワイトボード等を活用して感染予防に関することや発生状況を伝えている。</p>
			③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 198 災害時の対応体制が決められている。</li> <li>■ 199 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。</li> <li>■ 200 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。</li> <li>■ 201 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。</li> <li>■ 202 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。</li> </ul>	<p>・危機管理マニュアルと園の消防計画があり災害時の対応体制が定められている。また、重要事項説明書に「非常災害対策」と位置づけ、「災害時の体制、風水害や火災発生予測時における保育所での対応方針」を基に毎月想定を変えて、子どもと達と一緒に訓練を行っている。また、9月には、災害時に子ども達を確実に保護者の元へ引き渡せるように訓練を実施している。緊急時に備えて給食職員が担当者になり、災害時の食料や飲料水を備蓄管理している。備蓄された食糧（アルファ米、缶詰、レトルトカレー、菓子）や飲料水（水やジュース）は、定期的に入れ替えを行い子ども達と試食している。また、クラス毎に水を備蓄することや全体の水の量を増やす等、万が一に備えている。事務室には「非常持ち出し袋」が準備されており、緊急時の連絡先、名簿、薬等が蓄えられ、事務室にはヘルメットも準備されている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 203 標準的な実施方法が適切に文書化されている。</li> <li>■ 204 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。</li> <li>■ 205 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。</li> <li>■ 206 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。</li> <li>■ 207 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。</li> </ul>	<p>・保育の基本的な部分の共通化を図り、保育水準や保育内容に差異が生じないようにするため、「保育指針」「幼児保育マニュアル」等を基に保育を提供している。保育指針やマニュアルには、子どもの尊厳やプライバシーに配慮した保育を行う姿勢を明記し、園全体で統一した形で行われるように職員会議等で研修を行い周知徹底を図っている。また、定期的な会議で実践状況を振り返るようにしており、園全体の振り返りもできる。「養護」、「生活・遊び」の領域を視点とした年間指導計画があり、その計画に沿って週日案やその反省・評価を園長が最終確認し、毎月の振り返りへと繋げている。</p>
			② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 208 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。</li> <li>■ 209 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。</li> <li>■ 210 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。</li> <li>■ 211 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。</li> </ul>	<p>・毎週行われる職員会議では日々の保育状況を話し合い、連絡帳や送迎時に寄せられた意見・要望、保護者会アンケートの分析・把握した結果等を踏まえ、実施方法の検討を重ねている。各指導計画は4期に分けられ実施後に評価・反省が行われ、新たに目標や課題に向けて取り組んでいることが実際の帳票から読み取ることができ、PDCAサイクルの仕組みに沿って、継続的に、見直しが行われている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	2	(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 212 指導計画策定の責任者を設置している。</li> <li>■ 213 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。</li> <li>■ 214 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。</li> <li>■ 215 保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。</li> <li>■ 216 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。</li> <li>■ 217 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。</li> <li>■ 218 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。</li> <li>■ 219 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。</li> </ul>	<p>・指導計画策定の責任者は園長となっている。指導計画の手引きに沿い、統一された様式で子どもの身体状態や保護者の生活状況を記載しニーズを明らかにしている。指導計画の策定については一人ひとりの子どもに応じて総合的な視点から作成していることが職員インタビューや関係書類、保護者アンケートより確認できた。年間指導計画を基に策定された月案、週日案についても個別に実施後、評価見直しといったPDCAサイクルで実行されている。また、障がい児や支援困難ケースについては相談支援事業所や市担当課から助言を受け指導計画を策定し、子どもに合わせた養護と保育が行われるように取り組んでいる。アセスメントに基づく指導計画は実施後に評価・反省を行い次回の計画に活かし適切な保育が提供できるようにしている。</p>
			② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 220 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。</li> <li>■ 221 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。</li> <li>■ 222 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。</li> <li>■ 223 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。</li> <li>■ 224 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。</li> </ul>	<p>・指導計画の見直し時期や手順については園長補佐会で話し合い決めている。行事毎に前年度反省を基に計画を立て実施し、保育参観、園行事、保護者会によるアンケート、日常会話や連絡帳でのやり取りで保護者の意向を把握し、指導計画の見直しに活かしている。毎週行われる職員会議で保育士からの意見を聴き、評価・見直しを行い、次回の指導計画の作成に活かしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	2	(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 225 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。</li> <li>■ 226 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。</li> <li>■ 227 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。</li> <li>■ 228 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。</li> <li>■ 229 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。</li> </ul>	<p>・計画に基づいた保育を実践し、発達状況・生活状況を統一様式に記録している。子どもの様子や状態が具体的に記録され記録が適切に行われ、評価・分析も行われている。記録内容や書き方に差異が生じないように「保育要録記入の手引き」を活用し、記入者によりバラツキが生じず、適切な記録が行われるように指導している。また、職員会議、園内研修も行い、職員同士の情報の共有化も図っている。</p>
			② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 230 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。</li> <li>■ 231 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。</li> <li>■ 232 記録管理の責任者が設置されている。</li> <li>■ 233 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。</li> <li>■ 234 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。</li> <li>■ 235 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。</li> </ul>	<p>・個人情報の取扱いと使用範囲について入園前の説明会や継続説明会で保護者に説明し同意を得ている。規定では記録の整備としてその完結日から5年間保存するものとしている。手引書には保管、保存、廃棄と情報提供に関する詳細が定められており、施錠のできる職員室に保管されている。職員は「取扱いや守秘義務」「漏えいについての正しい理解」等の研修を職員会議で受け、個人情報保護規定を遵守しつつ業務を遂行している。</p>